

## 障害福祉サービス等の提供体制の整備に係る県の基本的考え方について（案）

## （趣旨）

第4期障害福祉計画（以下「第4期計画」という。）の策定に当たり、市町村と岡山県との間で密接な連携を図り、また、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるため、障害福祉サービス等の提供体制の整備に係る県としての基本的な考え方を次のとおりとする。

## 第1 障害福祉サービス等に係る基盤整備の基本的な考え方

## 1 基本方針

障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「基本指針」という。）（※）に即したものとするとともに、県においては第2期岡山県障害者計画、市町村においては市町村障害者計画との調和を図り、その基本理念等の実現を目指す。

※基本指針は、第4期計画の策定に当たり、平成26年5月15日、厚生労働省告示第231号により一部変更された。

## 2 障害福祉サービス等の整備量及び質の向上

障害福祉サービス等の基盤整備に当たっては、県（県民局）及び市町村が十分な連携を図り、必要な量的整備に努めるとともに、その整備量について区域（圏域）間で著しい格差等が生じないように十分配慮する。

また、現在、実施している障害福祉サービス等の質の向上を図る。

## 3 計画的な整備の推進

1及び2並びに第3期岡山県障害福祉計画（以下、「第3期計画」という。）の進捗状況を踏まえ、次の点に配慮しながら数値目標を設定するとともに、当該数値目標の実現に向けて必要となる施策等を検討し、障害福祉サービス等の計画的な整備を行う。

## (1) 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

## (2) 日中活動系サービスの保障

希望する障害のある人等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、地域活動支援センター）を保障する。

### (3) 地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、各地域で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）の整備を図る。

### (4) 一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

### (5) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業の基盤整備に当たっては、地域の実情や障害のある人等のニーズ等を十分に踏まえ、必要なサービスの量と人材の育成等による質の確保を推進する。

## 4 相談支援体制の充実・強化

障害のある人等が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、身近な地域で、相談支援が適切に実施できる体制を整備するとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するための、地域自立支援協議会の活性化等を促進する。

## 第2 第4期計画の作成に関する基本的事項

### 1 基本的事項

#### (1) 障害のある人等のニーズの把握

障害のある人等に対するアンケートなどによりニーズを把握するとともに、必要に応じて障害のある人の関係団体からのヒアリング等を実施し、それらの結果等を十分に勘案して障害福祉計画の策定を進める。

#### (2) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害のある人等に対する地域社会の理解が不可欠であり、啓発・広報を積極的に進める等地域社会の理解の促進を図る。

#### (3) 総合的な取組（地域ネットワーク強化）

障害のある人等の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の関連機関の参加による総合的な取組を進め、地域ネットワークの強化等を進める。

### 2 成果目標等の設定について

#### (1) 県の第4期計画における成果数値目標等の設定

県の第4期計画で設定する成果目標及び各年度の障害福祉サービス等の見込

量（活動指標）は、基本指針に定める成果目標及び実施に関する考え方等を基本とした上で、各市町村が設定する成果目標等の動向等と整合を図りながら設定する。

## (2) 市町村の第4期計画における成果目標等の設定

市町村においては、第3期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえ、今後実施すべき事項等を検討し、当該分析、検討を踏まえ、第4期計画における成果目標及び障害福祉サービス等の見込量（活動指標）を設定する。

### 【参考】国が示す成果目標

#### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

当該目標値の設定に当たり、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

#### ②入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

- ・入院後3か月時点の退院率については、平成29年度における目標を64%以上とし、入院後1年時点の退院率については、平成29年度における目標を91%以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

#### ③地域生活支援拠点等の整備

- ・平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値は、平成24年度の一般就労移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業者ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。
- ・官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載。

#### ⑤就労サービス関係の利用目標値

平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者について、以下の

状況を達成する。

- ・希望する全ての者が障害者就業・生活支援センターを利用
- ・必要な者が公共職業安定所におけるチーム支援を受ける。
- ・必要な者が障害者委託訓練事業を受講
- ・必要な者が障害者試行事業（トライアル雇用）の開始者になる。
- ・必要な者が職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を受ける。

### 3 計画作成のための体制の整備

#### (1) 幅広い関係者の意見の反映

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のあるものとするため、サービスを利用する障害のある人等をはじめ、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い分野の関係者から構成される委員会等意見集約の場を必要に応じて設ける。

#### (2) 県及び市町村間の連携

県は、市町村が円滑に障害福祉サービス等の基盤整備が行えるよう、障害保健福祉圏域を単位とした広域的な調整を進めるために、関係市町村と協議を行い、適切な支援等を行う。

### 4 区域の設定

総合支援法第89条第2項第2号に規定する県が定める区域（県の第4期計画における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域）は、障害保健福祉圏域を基本とする。（ただし、入所系サービスについては全県域を区域とする。）

### 5 住民等の意見反映のための措置

インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施等、障害のある人を含む地域住民や関係者等の意見を幅広く反映させるために必要な措置を講ずる。